

「湖西市こども計画」施策体系シート（「こども大綱」との対照表）

ver.3.2

区分	No.	重要事項	No.	施策	No.	取組	「こども大綱」本文 該当箇所	所管課
1 ライフ ステー ジを 通し た重 要事 項	(1)	こども・若者が 権利の主体である ことの社会全 体の共有等	1)	こどもの権利等の啓 発の推進	1	こどもの権利等の啓発の推進	全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や 人権教育 を推進する。	学校教育課 こども政策課 地域福祉課
					2	大人への人権啓発活動の推進	いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもＳＯＳを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める 人権啓発活動 を推進する。	地域福祉課
					3	こども基本法やこどもの権利に関する社会気運の醸成	保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、 こども基本法 や こどもの権利条約 の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置する オンブズパーソン 等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。	こども政策課 地域福祉課
	(2)	多様な遊びや体験、活躍できる 機会づくり	1)	遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	4	こどもの遊び場や交流機会の創出	遊び や 体験活動 は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達 の程度に応じて、 自然体験 、 職業体験 、 文化芸術体験 など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、 青少年教育施設 の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や育成環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する。	スポーツ・生涯学習課 産業振興課 文化観光課 土木課
					5	こどもの読書活動の充実	こどもの 読書活動 は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進する。	図書館
					6	基本的な生活習慣や道徳・モラル等の定着	こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発を推進する。	国
				2)	7	子育てにやさしい住まいの拡充	こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「 こどもまんなかまちづくり 」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。 子育てにやさしい住まいの拡充 を目指し、 住宅支援 を強化する。	都市計画課 建築住宅課
					8			
				3)	9	国際交流や多文化共生の推進	こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、 外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣 等を通じた 国際交流 を推進する。	学校教育課 市民課
					10	持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）推進	持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、 持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ） を推進する。	学校教育課
					11	STEAM教育等の推進	理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育 等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等を育成する。	学校教育課 産業振興課 スポーツ・生涯学習課
					12	特定分野に特異な才能のあるこども・若者の特異な才能の育成	特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層 伸ばす ことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働の下、応援する。	国
					13	外国にルーツのあるこどもへの支援	在留外国人のこども・若者 や 海外から帰国したこども について、 就学支援や適応支援、日本語指導 等、個々の状況に応じた支援を推進する。	市民課 学校教育課
					14	男女平等の理念推進のための教育・学習の充実	こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において 男女平等 の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。	市民課 学校教育課
			4)	こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	15	性的指向やジェンダーアイデンティティの理解促進	性的指向 及び ジェンダーアイデンティティ の多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるように努める。	市民課
					16	教職員への男女共同参画研修の実施	こどもに身近な存在である 教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス） を持つことがないよう、 男女共同参画 を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進する。	学校教育課
					17	女子中高生の理工系分野への興味・関心喚起	女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め適切に進路を選択することが可能となるような取組を支援するとともに、大学が企業等と連携して行う 理工農系分野に進学する女子学生への修学支援 の取組を促進する。	学校教育課
					18	固定的な性別役割分担意識の解消	様々な世代における 固定的な性別役割分担意識の解消 に資する取組に関する啓発や情報発信を進める。	市民課
	(3)	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	1)	プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等	19	性や妊娠に関する正しい知識の定着と特定妊婦への切れ目のない支援	不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促す プレコンセプションケア の取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える 特定妊婦 等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築する。	こども未来課 健康増進課
					20	フェムテックの利活用支援	妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテックの利活用に係る支援を行う。	国
					21	成育医療等に関する研究・相談支援・人材育成	国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等を進める。	国
					22	健やか親子21の推進	成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく国民運動である「 健やか親子21 」の取組により、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。その際、こどもの誕生前から幼児期までの重要性に鑑み、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づく取組と適切に連携する。	国
					23	母子保健やこどもの健診等情報のデジタル化	乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化 を推進する。また、 母子保健情報のデジタル化 と利活用を進める。	こども未来課
	(4)	こどもの貧困対策	1)	こどもの貧困解消に向けた支援	24	慢性疾病や難病のこども等への支援	慢性疾病や難病 を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、成人後も切れ目のない医療費助成が受けられるよう、指定難病の要件を満たす 小児慢性特定疾病 は速やかに指定難病に追加していく。また、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進する。 こどもホスピス の全国普及に向けた取組を進める。	国
					25	関係機関の連携による教育支援の推進	保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。 学校 を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体や スクールソーシャルワーカー が、 要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会 等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。	学校教育課 こども未来課 こども政策課
					26	生活の安定に資するための相談支援等の推進	貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。 生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法 等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。	地域福祉課 こども政策課
					27	保護者の就労や経済支援の推進	保護者の 就労支援 において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進める。仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進める。 ひとり親家庭 はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。	産業振興課 こども政策課
					28	就学援助、修学支援による教育費負担の軽減	家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、 幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援 により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない 教育費負担の軽減 を図るとともに、 高校中退を防止 するための支援や 高校中退後の継続的なサポート を強化する。さらに、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援する。成人期への移行期に親からの ネグレクト 等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも自配りする。	幼児教育課 教育総務課 こども未来課 こども政策課 国
	(5)	障害児支援・医療的ケア児等への支援	2)	障害のあるこども・若者の自立と社会参加の促進支援	29	こどもの貧困に対する社会の理解促進	こどもの貧困 は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。	こども政策課 こども未来課
					30	障害者理解の促進と地域生活の基盤整備	こども基本法に加え、 障害者の権利に関する条約 の理念を踏まえ、 障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン） を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。 特別児童扶養手当 等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う 児童発達支援センター の機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。	地域福祉課 こども未来課 こども政策課 幼児教育課
					32	医療的ケア児、聴覚障害児などへの支援・連携体制の強化	医療的ケア児、聴覚障害児 など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。	地域福祉課 こども未来課 幼児教育課 学校教育課
					33	保護者やきょうだいの支援の充実	こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。	地域福祉課 こども未来課 幼児教育課 学校教育課
					34	学校等におけるインクルーシブ教育システムの実現	特別支援教育 については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、 インクルーシブ教育システム の実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。	学校教育課

「湖西市こども計画」施策体系シート（「こども大綱」との対照表）

ver.3.2

区分	No.	重要事項	No.	施策	No.	取組	「こども大綱」本文 該当箇所	所管課
1 ライフ ス テ ー ジ を 通 し た 重 要 事 項	(6)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	1)	児童虐待防止対策等の更なる強化	35	連携による虐待予防や早期発見支援	児童虐待 は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要がある。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。 虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものＳＯＳをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要がある。このため、 こども家庭センター の設置や 訪問家事支援 等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、 要保護児童対策地域協議会 などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。	こども未来課 地域福祉課
					37	予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援	また、虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、 予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援 を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組む。	こども未来課
					38	こどもの権利を尊重した一時保護	さらに、こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという 一時保護 の性質を十分に踏まえ、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、委託一時保護も含めて こどもの権利擁護 を推進する。また、虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組む。	県
					39	児童相談所等による意見聴取の適切な実施（虐待対応）	児童相談所 が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進する。また、一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を図る。	県等
					40	親子関係の再構築支援	措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進する。	こども未来課
					41	性被害の被害者等となったこどもを支援する環境整備	性被害 の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、こどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組む。また、こどもからの聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、こどもが安心して話すことができる環境整備を進める。	県等
					42	「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進	こども家庭福祉分野は、こうした虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者にはこどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められる。このため、新たな認定資格である「 こども家庭ソーシャルワーカー 」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を進める。また、支援現場の業務効率化のためのICT化を推進する。	県等
			2)	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	43	関係機関との連携による要保護児童・若者への支援体制の構築	社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての 里親 やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、 児童養護施設 等の小規模化・地域分散化等の環境改善や、その人材確保に努める。あわせて、児童養護施設等の多機能化・高機能化を図る。また、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図る。 これらの際、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネジメントを推進する。 施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてよう支援する。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組む。	こども未来課
			3)	ヤングケアラーへの支援	44	ヤングケアラーの早期発見・把握と対策の推進	本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆる ヤングケアラー の問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。 家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。	こども未来課 こども政策課 学校教育課
	(7)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	1)	こども・若者の自殺対策	46	自殺対策計画に基づく総合的取組	小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への 自殺対策 を強力に推進する。こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、ＳＯＳの出し方や心の危機に陥った友人等からのＳＯＳの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、都道府県等における多職種の専門家で構成される対応チームの設置促進等による自殺予防の的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに基づく総合的な取組を進めていく。	健康増進課
			2)	こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	47	適切に情報を活用できる能力の習得支援	社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。また、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。これらのことを踏まえ、こどもが主体的に インターネットを利用できる能力習得の支援 や、 情報リテラシーの習得支援 、 こどもや保護者等に対する啓発 、 フィルタリングの利用促進 、 ペアレンタルコントロール による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。	学校教育課
			3)	こども・若者の性犯罪・性暴力対策	48	性暴力・性犯罪被害者への支援	こども・若者に対する 性犯罪・性暴力 は、被害当事者の心身に長期にわたる有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為である。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組を進めていく。 生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における 生命（いのち）の安全教育 の全国展開を図る。 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（ 日本版DBS ）の導入に向けて取り組む。 こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進する。	危機管理課 こども未来課 学校教育課
			4)	犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	49	指導・啓発・訓練等による安全教育の推進	こどもが一生に残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、 有害環境対策 、 防犯・交通安全対策 、 製品事故防止 、 防災対策 等を進める。こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の数に応じて、体系的な 安全教育 を推進する。こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進める。	危機管理課 スポーツ・生涯学習課
			5)	非行防止と自立支援	50	関係機関・団体との連携による見守り・自立支援	こども・若者の 非行防止 や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進する。 学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図る。 少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、 児童自立支援施設 における生活指導や自立支援、 社会復帰に資する就労支援 の充実を図る。 保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、 保護司 などとの連携の強化や体制の充実を図る。 社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図る。	こども未来課 地域福祉課

「湖西市こども計画」施策体系シート（「こども大綱」との対照表）

ver.3.2

区分	No.	重要事項	No.	施策	No.	取組	「こども大綱」本文 該当箇所	所管課
2 ライフステージ別の重要事項	(1) こどもの誕生前から幼児期まで	1) 妊娠前から妊娠 期、出産、幼児 期までの切れ目 ない保健・医療 の確保			51	妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。	こども未来課
					52	出産費用（正常分娩）の保険適用の導入や安全・安心な無痛分娩の推進	出産費用（正常分娩）の保険適用の導入や安全・安心な無痛分娩の推進など出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。	国
					53	医療と母子保健との連携強化	周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。周産期医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図る。あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携を推進する。	こども未来課
					54	産後ケア事業の提供体制の確保等産前産後の支援の充実と体制強化	産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。	こども未来課
					55	こども家庭センターにおける切れ目のない継続的な支援	児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。	こども未来課
					56	予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援	予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める。	こども未来課
					57	乳幼児健診等の推進	乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニング等を推進する。また、これらの観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進する。	こども未来課
					58	新生児マススクリーニング検査等の推進	先天性代謝異常等を早期に発見する新生児へのマススクリーニング検査の拡充に向けた検証を進めるとともに、新生児聴覚検査など聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を進める。	国
	2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保証と遊びの充実				59	こどもの育ちに係る基本的なビジョンの共有	家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこどもの育ちを支える場を始めとして、社会全体の全ての人と共有したい理念や基本的な考え方を示す羅針盤である、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づき、社会の認識の共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進する。これにより、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障する。	国
					60	認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、病児保育などでの支援の充実	待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく。あわせて、病児保育の充実を図る。	幼児教育課 こども未来課 こども政策課 管理課
					61	特別な配慮を必要とするこどもを含めた支援	幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。	幼児教育課 地域福祉課 こども未来課 市民課
					62	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続	地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。	学校教育課 幼児教育課
					63	保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減	こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。	教育総務課 学校教育課 幼児教育課
	1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等				64	公教育の再生と学校生活の充実	こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して 過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとする。	学校教育課
					65	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進	住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることのできるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。これまでの学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承するとともに、こども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）などのステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、施策に反映していきながら、取組を着実に進めていく。	学校教育課
					66	学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実	学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一體的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていく。	学校教育課 教育総務課
					67	特別支援教育の充実	インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図る。	学校教育課
					68	学校を核とした地域づくりの推進	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。	学校教育課
					69	地域のスポーツ・文化芸術環境の整備	将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。	文化観光課 学校教育課
					70	「選ばれる在外教育施設」づくりの推進	在外教育施設における教育の振興に関する法律の基本理念等を踏まえ、在外教育施設の魅力を高め、多様なこどものニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」づくりを推進する。	国
					71	基本的な生活習慣や道徳・モラル等の定着	社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する。	学校教育課
					72	学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組の推進	体育の授業の充実を図るとともに、学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組を推進する。 こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進する。	スポーツ・生涯学習課 学校教育課
					73	家庭、学校、地域等が連携した食育の推進	学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。	教育総務課 健康増進課
	2) 居場所づくり				74	こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり	全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要がある。もとよりこども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、こどもの居場所を新たにづくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっていた児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。	こども未来課 こども政策課 スポーツ・生涯学習課 図書館
					75	放課後児童クラブの受け皿整備	全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組む。	教育総務課
	3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実				76	小児医療体制の充実と連携強化	こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図る。小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図る。	管理課 医事課 健康増進課 地域福祉課 幼児教育課 学校教育課 こども未来課
					77	性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援	こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進める。 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進める。	学校教育課
	4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育				78	次世代を担うための教育の推進	こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進する。 こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。金融経済教育の機会への提供に向けた取組を推進するための体制を整備し、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組む。	産業振興課 学校教育課
					79	ライフデザインに関する啓発や職場体験等の充実	様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組む。 こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進する。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。	産業振興課 学校教育課
					80	高校等における労働関係法令の教育の支援	こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組む。	県等
					81	社会保障教育の推進	社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取組を一層推進する。	県
	5) いじめ防止				82	いじめ防止対策の強化	いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む。首長部局と教育委員会が連携し、国公私立の全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこどもも主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。 加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけするなど、いじめの未然防止教育を推進する。 いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じる。 地方公共団体における総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、首長部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組む。	学校教育課 こども政策課
					83	いじめ重大事態の調査・分析	いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁とで情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。	国
	6) 不登校の子供への支援				84	教育支援センターの設置促進・機能強化	不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を全都道府県・政令指定都市に設置するとともに、将来的には全国に300校の設置を目指す。	学校教育課

「湖西市こども計画」施策体系シート（「こども大綱」との対照表）

ver.3.2

区分	No.	重要事項	No.	施策	No.	取組	「こども大綱」本文 該当箇所	所管課
					85	専門家等との連携やＩＣＴの活用による支援体制整備	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、 ＩＣＴ等を活用した学習支援、ＮＰＯやフリースクール等との連携 など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する。 不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行う。	学校教育課 教育総務課
	7)	校則の見直し			86	生徒指導の研究・理解促進とこどもの見直し過程参画	校則 は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知等を行う。	学校教育課
	8)	体罰や不適切な指導の防止			87	職員研修の実施と教育委員会による指導・助言の推進	体罰 はいかなる場合も許されものではなく、学校教育法で禁止されている。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や 不適切な指導 等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教育委員会等に対する上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進する。	学校教育課
	9)	高校中退の予防、高校中退後の支援			88	高校中退後の就労支援や復学・就学のための取組の充実	高校中退 を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図る。 高校を中退したこどもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進する。地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、学校が高校を中退したこどもに情報提供を行うなど、 就労支援や復学・就学のための取組の充実 を図る。高校を中退したこどもの高校への再入学・学びを支援する。	県
2 ライフステージ別の重要事項 (3) 青年期	1)	高等教育への支援			89	高等教育段階の修学支援	若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確認できるよう、 高等教育段階の修学支援 を着実に実施する。	県 こども政策課
					90	高等教育の充実	大学等に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な学修を進められるよう、大学等において教育内容・方法の改善を進める。 在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育 を推進する。 大学等における 学生の自殺対策 などの取組や、 障害のある学生への支援 を推進する。 青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための 大学等における生涯学習 の取組を促す。	国、県
	2)	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組			91	若者への職業能力育成支援や就職支援	就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる 職業能力 を培うことができるよう支援を行う。 離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行う。また、 ハローワークや地域若者サポートステーション 等による若者への就職支援に取り組む。	産業振興課
					92	経済・雇用に不安のない地方創生に向けた取組の推進	全国どの地域に暮らす若者にとっても、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、地方創生に向けた取組を促進する。特に、地方から若者、中でも女性が都市部に流出していることを踏まえつつ、地方において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けて、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような 魅力的な仕事を創っていくための取組を支援 していく。	国
					93	「賃上げ」への取組	大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。新しい資本主義の下、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、「賃の高い」投資の促進を図りつつ、「成長と分配の好循環」（成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる）と「賃金と物価の好循環」（企業が賃金上昇暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる）と「賃金と物価の好循環」（企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される）という「2つの好循環」の実現を目指す。う「2つの好循環」の実現を目指す。	国
					94	三位一体の労働市場改革の加速化	「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択や労働移動が、企業と経済の更なる成長につながり、構造的賃上げに資するものとなるよう、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を加速する。	国
					95	「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討	賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用労働者の正規化を進める。	国
					96	「年収の壁（106万円/130万円）」の解消	いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」については、壁を意識せずに働くことが可能となるよう、取り組む。	国
	3)	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援			97	出会いの機会・場の創出や、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援	結婚 の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であり、多くの地方公共団体等において行われている 出会いの機会・場の創出支援 について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。 結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援 を推進する。	企画政策課
	4)	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実			98	悩みや不安を抱える若者等への支援やこころの健康づくり	子ども・若者総合相談センター など、 ニートやひきこもり の状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする 若者やその家族に対する相談体制 の充実を図る。 進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのＳＯＳサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病氣、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知する。 悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう情報等を周知する。	地域福祉課 こども政策課 学校教育課 スポーツ・生涯学習課
3 子育て当事者への支援に関する重要事項	(1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	子育て世帯への経済的支援の充実		99	保育・教育の経済的負担軽減	幼児教育・保育の無償化 や 高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援 など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。 教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、 授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版ＨＥＣＳ） の本格導入など、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講じる。 児童手当 について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化し、拡充する。	教育総務課 幼児教育課 こども政策課
					100	医療費等の負担軽減	地方公共団体の取組を妨げない措置により、 医療費等の負担軽減 を図る。	こども政策課
	(2)	地域子育て支援、家庭教育支援	相談や支援の充実		101	在宅子育て家庭への支援・啓発	地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、 オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供 を行う。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、 体罰によらない子育てに関する啓発 を進める。	こども未来課
					102	こどもの一時預かりに関する取組の推進	一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッター に関する取組を推進する。	こども未来課 幼児教育課
					103	保護者に寄り添う家庭教育支援の推進	保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいらない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、 訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及 を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。	こども未来課 スポーツ・生涯学習課
	(3)	共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	仕事と子育ての両立支援		104	共働き・子育ての推進	家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、 夫婦が相互に協力しながら子育て し、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・子育てを推進する。 職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく 育児休業制度 を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく。同時に、育児休業制度自体についても多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する。 長時間労働の是正や働き方改革 を進めるとともに、 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生 の充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進める。 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく。	市民課 産業振興課 こども未来課 こども政策課
	(4)	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の困難解消支援		106	特有の課題解決のための支援と、こどもに届く支援の推進	我が国の ひとり親家庭 の相対的貧困率がＯＥＣＤ加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持たないことも看過してはならない。 ひとり親家庭 が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、 児童扶養手当 等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、 生活支援、子育て支援、就労支援 等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。	こども政策課
					108	当事者のニーズに即した相談支援体制の強化	別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くの ひとり親 が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなく プッシュ型による相談支援 を行うことや、 様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制 を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。 こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。	こども政策課